

## 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針の改正について（概要）

平成31年4月  
文化庁  
文化資源活用課  
国土交通省  
公園緑地・景観課

今回の地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針の改正のポイントは、以下のとおり。

### ○文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）を踏まえた改正

#### ・地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようになったことにもなう手続き等の明示

- … [3-1. 認定の手續等]
- … [4-2. 指定手續き]
- … [4-6. 提案制度]
- … [5-1. ③文化財保護法の事務の特例]

#### ・文化財保存活用地域計画の追加

歴史的風致維持向上計画の作成に当たって、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」において示している基本的な構想の具体的な例示として文化財保護法第183条の3に規定している「文化財保存活用地域計画」を追加

- … [3-1. ②歴史的風致維持向上計画の作成]
- … [3-1. ③(3)1) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について]

### ○その他の改正

#### ・事前相談窓口の変更

平成30年10月に文化庁において組織再編を行ったことから、事前相談窓口を変更

- … [3-1. ①事前相談]

#### ・平成31年度予算に伴うもの

平成31年度予算において、文化財の総合的な活用に関する支援事業について見直しを行ったことから、当該内容を修正

- … [5-3. ①地域文化財総合活用推進事業]

#### ・その他所要の改正